

福岡県HACCP推進アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）（以下、「改正法」という。）に基づくHACCPに沿った衛生管理の制度化の施行を控え、福岡県（以下、「県」という。）が、HACCP導入を目指す食品事業者（以下、「事業者」という。）に対し、民間コンサルタント等の専門家を活用して適切な助言・指導（以下、「助言等」という。）を行うことにより、もって事業者の円滑なHACCP導入を支援することを目的とする。

(事業内容)

第2条 県は、HACCP導入に取り組もうとする事業者に対し、事業者の取組状況に応じた適切な助言等を行うHACCP推進アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を派遣する事業を行うものとする。

(派遣対象要件)

第3条 本事業は、改正法による改正後の食品衛生法第50条の2第1項第2号に規定される「食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組」の対象事業者等のうち、次の各号すべてを満たすものを対象とする。

- (1) アドバイザーを派遣する施設が、県内（北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市を除く。）に設置されていること
- (2) 事業者が営業する他の施設等における導入実績がないもの

(アドバイザーの登録)

第4条 県は、事業者が抱えるHACCP導入に関する課題に適切に対応できる者を、本人の同意を得た上で、アドバイザーとして登録するものとする。

2 県は、登録したアドバイザーの名簿を公開するものとする。

(アドバイザーの派遣日数・期間)

第5条 各事業者が利用できるアドバイザーの派遣日数は、一事業所あたり最大4日（助言等の時間が4時間以上の場合を「1日」とし、それ未満は「半日」とする。）とする。

2 アドバイザーの派遣は、派遣申請の年度を事業年度とし、原則として、当該事業年度内に助言等を完了するものとする。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度内に助言等を完了できない場合は、翌年度を新たな事業年度とし、当該年度末を期限として、継続して派遣できるものとする。

(派遣先事業者及びアドバイザーの遵守事項)

第6条 アドバイザーの派遣が決定した事業者（以下、「派遣先事業者」という。）は、あらかじめ製造工程図等の資料を準備し、アドバイザーが効率的で効果的な支援を実施できるように環境整備に配慮するとともに、アドバイザーからの助言等に従うよう努力しなければならない。

2 アドバイザーは、派遣先事業者のHACCP導入に当たっての課題を的確に分析し、効率的で効果的な支援を実施しなければならない。

(守秘義務)

第7条 派遣されたアドバイザーは、助言等をする上で知り得た派遣先事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。ただし、事業者の同意がある場合は、この限りでない。

(アドバイザー派遣費用)

第8条 アドバイザー派遣に要する費用は、県が負担する。

(事後調査)

第9条 県は、必要に応じ、アドバイザーによる助言等が完了した派遣先事業者に対し、アドバイザーによる助言等をふまえた事業者のフォローアップのため、事後調査を行うことができることとし、派遣先事業者はこれに協力するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行し、改正後の福岡県HACCP推進アドバイザー派遣事業実施要綱の規定は、平成31年度までの事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の福岡県HACCP推進アドバイザー派遣事業実施要綱の規定は、平成32年度までの事業について適用する。